

## 彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第3回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成24年8月27日(月) 午後1時30分～午後4時30分	
場 所	アルプラザ彦根6階 大学サテライトプラザ彦根	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	企画振興部長、市民環境部次長、福祉保健部次長、企画振興部次長、教育部次長、人権政策課職員、人権福祉交流会館職員、生涯学習課職員、人権教育課職員、子ども青少年課職員、子育て支援課職員、子ども未来室職員、学校教育課職員、少年センター職員、教育総務課職員、保健体育課職員、教育研究所職員
欠 席 委 員		なし

### [開会]

### [委員会の成立について]

委員8人全員が出席。過半数の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

### [資料の説明]

事務局より本日の資料の説明

### [前回評価（総括評価も含む）の確認]

事務局の示したとおり確認

### [施策の評価]

#### [311 人権尊重のまちづくりの推進]

○委員長

それでは、評価対象施策一覧表にございます、311、「人権尊重のまちづくりの推進」につきまして、評価を行ってまいりたいと思います。まず初めに、この施策に関しまして、担当部署より簡潔にご説明をお願いいたします。

○市民環境部次長

お手元に施策評価調書が配布されてると思いますが、概略について説明をさせていただきたいと思います。コード311、「人権尊重のまちづくりの推進」でございますが、市民の人権意識の高揚につきましては、行政と地域、学校、企業、関係機関が関係団体との連携により、広まりと深まりは見せてますが、依然として誤った知識、根拠のない思い込み、あるいは偏見から、部落差別、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する人権侵害が発生しております。中には、行政

区域を超えた事象も発生しております。人権教育や人権啓発を推進するには、人権尊重の精神の高揚を目的とする教育活動と、市民の間に人権尊重の理念を普及させてそれに対する市民の理解を深めることを目的とする講座その他の啓発活動を行う必要がございます。本市においては、さまざまな人権問題が解決され、市民一人一人の人権が尊重されるまちを目指して、平成21年4月に策定いたしました「彦根市人権施策基本方針」に基づく諸施策を総合的に推進しているところでございます。

施策評価調書の中には、そういった記載をしております。成果につきましては、今、申し上げましたように、さまざまな人権問題が解決され、市民一人一人の人権が尊重されるまちを目指すというのが、これが目指すべき成果でございました。この成果を目指して、下記に書かれてるような主要な事業を展開しております。特に、評価調書の2ページ目をお開きいただきたいと思いますが、この施策と推進の代表的な指標として「人権市民のつどい」の参加者数を挙げております。平成23年度につきましては、目標を抑えていただいて1,100名の参加を得ておりますが、平成23年度につきましては、講師の知名度が高かったこともございまして、目標を超える参加者数になりました。ただ、テーマや講師などによって、参加者数が変動するという現状につきましては、言いかえれば、市民の中にまだまだ人権意識が定着していないことの表れというふうにも考えられます。そういうことで、進捗状況の評価としては予定どおり進んでいるという評価をしておりますが、より一層努力すべきという状況であろうかと考えております。この指標に関する事務事業としては、「市民人権啓発推進事業」、人権政策課が所管しておりますが、これが主たる事業になります。

次に、評価の観点で申し上げますと、有効性については「高い」、必要性についても「高い」、妥当性については「やや高い」、それから効率性については「どちらとも言えない」という評価をさせていただきました。啓発をベースとする施策につきましては、なかなか啓発の成果が短期で目に見えてこないということもございますが、人権に関しては、人の生活に根差すところが多い、価値観に根差すことが大きいところから、なかなかその努力と進捗の関係が見え難いという部分もございます。今後につきましては、先ほども申し上げました、中心的な考え方となります、本市人権施策基本方針に基づいた施策をさらに総合的に推進していくとともに、市民への人権啓発を行う中で、この人権尊重が安心して豊かに暮らす社会を創造していく上で、非常に重要なあるということをさらに訴えてまいりたいと考えております。

なお、この施策に関連する事業名は以下のとおりでございまして、加えて資料として各事業の事務事業評価表を添付させていただいております。

以上、簡単でございますが説明をさせていただきました。評価の方をよろしくお願ひいたします。

○委員長

はい。ありがとうございます。それでは事前に質問等いただいておりますが、そういったものも含めまして、ご意見、ご質問等ございましたらご自由にお願いいたします。

○委員

個別の事務事業評価表の方で見させてもらいましたが、「地域交流推進事業」について、裏面なんですが、事業推進上の課題として、参加者の固定化と事業のマンネリ化という課題を挙げておられるのですけれども、マンネリしているというのであれば、何か変化が必要なのかなと思うのですが、結局、23年から27年まで、事業内容としての変化がないというのは、そのマンネリと

いう課題を見つけておられる中で、なぜ、それなら事業の内容を変えないのかなと、素朴に疑問を感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○市民環境部次長

今日、担当の所属長が出席しておりませんので。確かにイベントにつきましては、定着している中で、メニューというのは、段々、固定化してきます。これにつきましては、セクションだけじゃなくて、地域の方と一緒に取り組んでいるものでございまして、なかなかそういった議論がマンネリ化しているのだけれども、だから新しい展開をという部分で、行政主導では企画しがたい部分もありますので、この部分については、しっかりととした議論をするように促していくというのが課題だと思います。逆に、例年のメニューで定着してきて結構たくさんの参加もございます。特に納涼祭なんかは地域に定着したイベントとしてこの時期、夏の風物詩的なものになっていますが、限られた会場でやる関係で、なかなか新しい部分というのが見出だし難い。そのあたりの働きかけをどうしていくのかというのが課題になってくるのかなと。担当セクションがいませんので、十分なお答になっているかどうかわかりませんけども、課題は感じつつもなかなか脱皮できないというのが現状と思います。

○委員

結局、あと5年間、同じ内容をしようということか。

○市民環境部次長

そうですね。施設そのものの位置付けも含めて、もう少し議論をしていく必要があるのかなと。本日のいただいたご指摘も含めて、担当セクションの方にフィードバックさせていただきたいと思います。

○委員

今の、定着をしてきたということで言うと、このイベントだけではないと。他も大体そうだと思いますんですけども、最初のうちは目的だとか意識とかっていうのをすごく持ちながらやるんですが、イベントをやることが目的になってしまふくらいが非常にあるかなと思います。なので、ここは人権というテーマでやっているんだということが持ち続けられているかどうかが多分、ポイントで。定着することもいいですし、地域の方が楽しみにしているのもいいんですけど、事業の目的をちゃんと皆さん理解しているかということをチェックしていただくのが大事かなと思います。意見で。

○委員長

意見ですか。はい。

○市民環境部次長

地域外からの参加者というか、ここを訪れる方もかなり多くございます。本来、東山会館が持っている人権啓発のための中心施設という性格も含めて、あるいは学区のコミュニティのための中心的な施設として、学区外からも特に納涼祭につきましては、数多くの方が訪れてらっしゃいますし、ある意味では、大きい交流の場という意味で言えば、一定の目的は達成しているのかなと認識しております。

○委員

7番を質問させていただいたんですが、今のイベントと同じように、色々な講座とか研修会とかつどいとか非常にたくさんしていらっしゃるのは非常に評価できると思うので、それが全体的に見えるのは、やっぱり、市の方でいらっしゃると思いますので、その連携というか、ここでも

努力されているということを書かれているんですが、せっかく、そういうものに出られた方を次の段階で定着していく。定着はしているけども、という面で、割と今のイベントに似ているのかなと思ったんですが、せっかく出られた方を次、どう活かしていかれるかというのを、何か、もう少し、努力はされてるんでしょうけども充実させていかれた方が、もったいないのではないかなというふうに、これも意見ですけど、思いました。

○人権政策課長

リーダー養成講座ですね。それから地域のリーダーを育てていこうという、そうした講座を開催させていただければと。なかなか、6回シリーズ、7回シリーズという、そういうシリーズでさせていただいているんですが、参加者は30名ほどおられる。全修了者からアンケートをとった場合に、講師として活躍していただけるかどうかというような項目もちょっと入れさせていただいておりまして、なかなかその中で、一人、二人ぐらいしか、そこには○をつけていただけない。そういった現状なわけです。の中でも、地区別懇談会とか、各種団体の方が、人権学習会をするとなると、その都度、声をかけさせていただいて、行かれる場合は、市の職員とかですね、また同席していくというような体制は、現状としては難しく、なかなか次のステップについては、一足飛びにはいけないなというのが現状です。

○副委員長

今の件ですけども、例えば、それ修了された方を集められて、さらに入権学習を突っ込んで研修をされるということをやられれば、多分、その中から地区懇だとか、そういうところへ行かれる方が僕は出ると思うんです。ただ、終わった時点でアンケートを取っておられるだけでは、多分、ほとんどの方が、自信がないからまだ行けないということになると思うんです。だから、もう一步進めて、30人ぐらいの方でしたら、最後のときにでも集めて、こういう状況で、彦根市にはいろんな皆さんに活躍をしていただける場所があるので、ぜひともお願いしたいということで、さらに、いわゆる講師用としての要するにスキルアップの講座をされれば、僕は次の段階へ進めると思うんですが、そのようなご予定はいかがですか。

○人権政策課長

そうしますと、年に1回、そういう人が一人二人と増えていくという、そうすると、本当に、少人数で行っていくというような形になっていきますけども。もう一つ、ランクアップした研修会ということで、今後、検討させていただきます。

○副委員長

9番の質問なんんですけども、ヒューマンアクターについてちょっとお尋ねしたいんですけども、この事業が始まって何年目になりますか。ヒューマンアクターの。もう7年ぐらいになるんですか。

○人権政策課長

平成元年から。24年。

○副委員長

そんなになります。ヒューマンアクターとしてのあれが始まってから。

○人権政策課長

はい。昔は教育委員会の方が所管しておりましたので。今の規則をご覧いただくと新しいかなと思うのですけれども。

○副委員長

わかりました。僕も個人的にヒューマンアクターされている方は知っておるわけですが、いろいろ活躍をされているわけですが、今まで、公募はされたことはありますか。ヒューマンアクターの人材について。

○人権政策課長

昔のことはわからないんですけども、最近、5年ぐらいでしたら、ありません。

○副委員長

ないですか。それでは、ちょっと立ち入ったことをお伺いします。ヒューマンアクターの、いわゆる監査というか、ヒューマンアクターの仕事ぶりというか、それはきっと何年かに1回、いわゆる人材について監査はされておるわけですか。

○人権政策課長

監査と言いますか、毎月、1、2回、活動報告書を提出していただいているます。

○副委員長

それはいわゆる活動の報告書ですよね。もちろん、活動されているわけですから、結構な額が要するに払われているわけですよね。これ。普通のパートの方でしたら、20日間ほど、6時間で行かなければいけないお金が払われているわけですが、中の要するに、もちろん、活動報告でチェックはされているんでありますけども、いわゆる、公募もなしに、例えば、中学校区から1名、今、出ておられると思うんですけども、その辺のチェック体制を、僕はもっときちんとされて、それで、はっきり言いますと、市民の方から、何をしてるんやろうな、あの人らは、という意見を聞く方もございますので、その辺のところは、どのようにされているのかと思いまして、ちょっと厳しいようですけれども、お尋ねをいたします。

○人権政策課長

活動の内容といたしましては、地域における人権教育とか、啓発ですね。地域が主体的、自主的に開催されるということ。例えば、市民学習会とか、地区別懇談会というのを各学区とか自治会、こここのところ、90%近く、地区別懇談会でしたら開催していただいている。そういう開催するにあたってのお手伝いと言いますか、開催の案内文はこういうふうに出すとか、市との連絡ですね。講師料は市の方が負担しておりますので、いついつまでにどういった資料を出してくださいとか、あと、講師、どういった方がおられるかということですね。毎週、連絡会を持っておりますので、その中で、逐次、業務の共有をはかっておりますので、そこで地域に対して、アドバイスしていくと。そういうことが主な職務です。

○副委員長

あの、内容はわかりましたけども、今後、その辺の人材の選考とか選出。その辺のところは今後どのように、今までと同じように、地区の例えば、連合自治会さんとか、自治会の推薦やとか、地区の人推協の推薦なんとかいうことで、多分、あがってこられると思うのですけども、その人材の見直しも大してなく、そのままの状態で、公募もなくいかれるということですか。今後も。

○人権政策課長

公募といいますと、なかなかその方が、どのくらいの力量があるかどうかとか、その辺はなかなかわかりにくい場合がありますので、やはり、自治会ですとか連合自治会とかありますけど、その方々のご意見とかを参考にして、選定をしていくということです。

○副委員長

現時点では、それは考えておられないということを理解していいわけですね。

○人権政策課長

はい、そうです。

○市民環境部次長

私、仕事ではなくて、地域の人権教育推進協議会の方で、地域の活動をさせていただいております。ヒューマンアクターについては、人権教育推進協議会でやる事業にも企画の段階から色々と関わりを持っていただいている。一人のヒューマンアクターが、複数の学区を担当しています。また、それぞれの自治会で実施する地区別懇談会につきましても、企画の段階から関わっています。年間、地域での人権教育に関わっていただいている時間というのは、かなりの時間になると思います。加えて、これについては、興味を持っているからじゃあ、ヒューマンアクターになれるかというと、そうじゃない。ファシリテートする立場にある地域の中心的な活動をしてらっしゃる方を、まだ、そこからスーパーバイズするような形でフォローいただいているということを考えると、なかなか、公募にし難い部分もありますが、その他の方で、住民の方から評価される部分が、その活動に対して、どのようにフィードバックされていくのかというような仕組みというのは、ご指摘の部分だろうと思いますので、その点については課題であるのかなという認識でありますので、それについては、ちょっと仕組みを考えなければいけないかなというふうには感じております。

月額のこの報酬が高いのか安いのか。活動の内容を考えますと、実際に、ヒューマンアクターと連携を取りながら仕事をさせていただいている地域での活動をさせていただいている立場から言いますと、これは行政の職員としてではなくて、申し上げますと、そのあたりの評価というのには、随分、難しい評価になってくるのではないかなと思います。

○委員

私も9番の質問をさせていただいて、事細かく、回答していただいている、ありがとうございます。副委員長さんが言われましたように、任命制というところに、私もちょっとどうだろうかなと思うんですけれども、公民館の職員でも、中地区公民館のように、一般公募された方が公民館活動を活発化されているという現状もありますし、必ずしも教育経験者がよいとは限らないと思いますので、公募制もあり、そういう公民館とか自治会とか、そういった方々から名前を挙げてもらうという、いろんな方法から、適した人材を選ばれるのがベストだと思いますので、公募制はやっぱり考えていただきたいなと思います。

先ほどの意見のときにちょっと申し上げなかったんですけども、男女共同参画で、男女の人権のお話を聞いたことがありますけれども、やはり社会がそこまで浸透していないのに、理論的にはわかるんですけども、講義を聞かれた方々もすっと心に入ってこなくて、言っておられるることはわかるけれども、まだそこまで行かないという。もう少し、同じ立場というか、近い立場まで戻ってお話しされると、まだ皆さん、心に入ってきたのではないかなという気がしましたので、そういう高い位置から人権のお話をするというのは難しいところがあるんじゃないかなと思います。

○委員長

ご意見ととってよろしいですか。質問というか。ご意見ということでよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

他にはございませんか。じゃあ、私から質問。

8 番で質問させていただいたんですが、地区懇ですけれども、一応、目標が 100%という設定ですね。結果を見ますと、そこに理由を書いていますけれども、新しく結成されたばかりの自治会であるとか、世帯数が減少しているとかという理由で、自治会組織が十分機能していないから 80 何%に留まっているということなんんですけども、目標値を 100%にされている以上、やっぱり 100%実施に向けて今後、何らかの対策というか、対応をされていくと思うんですけども、もし、今の段階で考えておられることがありましたら、ご説明お願いしたいんですけども。

○人権政策課長

新興団地とか、そういったところはなかなかまず、集まれるところがない。集会所が建ってないとかですね。あとは、アパート等では、集会室が狭いとか。そういったご意見をいただくわけなんですけど。その場合は、公民館とか、施設を利用していただいて、開催に向けてして下さいということは、ヒューマンアクターさんにも強力に進めていただいているところでございます。あと、住民の数が減ってきてているというような地域もございます。その場合は、近隣の自治会と調整していただいて、合同で開催していただくというようなこともやっております。できるだけ 100%というのは目標として掲げて、それに向けては努力をしていただいている。

○委員長

はい。ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。それでは、意見も出尽くしたようでございますので、311、「人権尊重まちづくりの推進」の施策について、委員会の評価を決めたいと思います。評価につきましては、事前に、提出していただいておりますけども、もし変更等ありましたら、お申し出をお願いしたいと思います。変更ございませんか。よろしいですか。はい。では、変更ございませんので、集計表のとおりと決定させていただきます。ありがとうございます。

#### [311 人権尊重のまちづくりの推進の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 11.2 効率性 13.1

#### [311 人権尊重のまちづくりの総括評価]

後日、事務局が案を作成。

#### [514 青少年の健全育成]

○委員長

それでは、次の施策に行かせていただきます。続きまして、コード番号 514、「青少年健全育成の推進」につきまして、評価を行ってまいりたいと思います。この施策につきまして、所感部局より簡潔にご説明をお願いいたします。

○福祉保健部次長

施策名としましては、「青少年健全育成の推進」ということになります。番号 514 でございますけれども。現状からまず申し上げますと、青少年を取り巻く社会環境が、近年の都市化や、少子化、核家族化、こういったものに伴いまして、各家庭の教育機能の低下ですか、地域での連帶

感が希薄化しており、最近では大人社会のモラルの低下、それから有害環境の増加というようなことから、いわゆる子ども、青少年の成長に悪い影響を与えるということが、言われておりますし、市民総ぐるみで推進しなければならないという現状がございます。

青少年に関する非行問題でありますとか、不登校、ひいては引きこもり、という時代とともに新たな形態の問題が出てきておりまして、国におきましては、こうしたことを総合的に相談なり、対応のできるように、平成22年に、子ども若者育成支援推進法という法律が施行されました。本市におきましては、彦根市総合計画で、現状と課題につきましては、それは評価調査のところに書いてございますような、各事業別の現状と課題が書いておりますけれども、こうしたものを持ち出しました。これらに対応すべく、平成23年度におきましては、総合計画の5つの柱に沿って申し上げますと、まず、第1番目に、「青少年の育成活動の推進」ということで、青少年育成市民会議、それから地域における学区（地区）の青少年育成協議会。こうした市内の青少年育成団体を中心にしまして、「110番の家事業」でありますとか、「非行防止パトロール」など、地域での活動に対する支援事業を行ってまいりました。

また、2番目に、「青少年の非行防止と相談活動の推進」といたしまして、少年センターにおける非行防止事業でありますとか、あくる事業などの立ち直り支援事業に取り組んでまいりました。

3番目には、「地域に根ざした開かれた特色ある教育の推進」といたしまして、「教育フォーラム」の実施であるとか、「中学生の地域貢献活動」など、子どもたちの地域での体験活動の推進に取り組んで参りました。

4番目に、「青少年の社会参加の促進」といたしまして、まずその1として、「社会的自立の促進」。これは、社会の一員として参加、貢献できるように、自立支援を行います。また、二つ目として、「青少年団体、リーダーの育成」ということで、積極的な活動、リーダーの養成でありますとか、指導者の資質の向上にも取り組んでまいります。

大きな柱の5つ目といたしまして、「児童健全育成事業の充実」ということで、各小学校の放課後児童クラブ、それから、児童館等における遊び、それから学びを中心とした子どもの健全育成。それから、子どもセンターにおきましては、子どもの企画運営をしていく子どもフェスティバルの開催などの事業に取り組んでまいりました。

そうした中で、指標といたしましては、一つ目に、各地域団体の実施事業の提言の反映の状況などを指標にいたしました。二つ目については、ひこね教育推進事業への数値指標の達成としまして、地域行事やお祭り等へ参加した中学生の参加率ということで、これにつきましては、99%に達しています。

平成23年度はこうした事業に取り組んでまいりまして、評価の観点としまして、有効性は「高い」。それから、必要性も「高い」。妥当性も「高い」、効率性も「高い」というような内部の評価を出してあります。

今後につきましては、特に、一番最初に申し上げました、家庭の置かれております地域の子どもを地域で守り、育てていくという、こうしたことを合い言葉にしておりますけれども、こうした機運を高めながら、学区での取り組みですとか、諸団体、関係機関の連携を密にしながら、青少年が生き生きと暮らせる、こうした地域・家庭環境づくりに取り組んでいくということにしております。

○委員長

はい。ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

○副委員長

放課後児童クラブについてちょっとお伺いをいたします。5番の質問に、ここに書かれていますが、利用者の負担というのは、平常の学校がある月は、使用者というか、保護者の負担は1ヶ月お幾らですか。それと春休み、夏休み、冬休みの休み中の保護者の負担金は幾らですか。すいません。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長

月額は、普段は6,000円、夏休みは1万円です。

○副委員長

夏休みが1万円。児童クラブされてから何年になります。初期の段階からこの値段の設定ですか。

○子育て支援課長

途中で上げています。

○福祉保健部次長

ちょっと定かではないですが、一番最初は無料から始まって、2,000円の時代がずっとございまして、その後、5,000円に上げて、それから今の額になったと。年代までは定かでなくて申し訳ありませんが。その間、開設の学校につきましても、最初から全部の17校区じゃなくって、順次増えていったということです。

○副委員長

高いか安いかの話になるわけですけど。休み中に、例えば、1ヶ月で1万円ですよね。例えば、多い子だと20日ぐらい来る子もおるわけですよね。もちろん、4日とか5日の子もいるわけですよね。当然、金額設定は1万という設定をされているわけですよね。

○子育て支援課長

というか、4日とか5日という子は。

○副委員長

ないですか。

○子育て支援課長

やっぱり、保育に欠けるということで、お父さんと両方が就労されているということで、来られることは来られるし、この3日か4日という子は、多分、申し込まれないと思うんですね。

○副委員長

なるほど。やっぱり、半月とか20日とか、長期にわたるわけですよね。高いか安いかはどういうふうに決めておられるのか。もちろん、市が出されておられるので、何か、基準がやっぱりあるわけですよね。

○子育て支援課長

全体の事業費がございますが、事業に国とか県の補助が入っておりますので、その額を引きまして、残りの分について、基本的に折半ということで、市と保護者の方の負担率を割り出しております。

○副委員長

その、これ何名おられるんですかね。指導員が90名ですか。おられるわけですね。その方のお

給料、結局、払われるわけですよね。当然、それでやつていけるわけなんですか。

○子育て支援課長

補助金もいただいておりますので。

○副委員長

補助金はもちろんんですけども。月のうち 15 日も 20 日も来られていて 1 万円というのは僕はちょっと安いかなと思うんです。その辺はどうなんですか。

○福祉保健部次長

先ほど申し上げましたとおり、こうした形での割り出し方をしておりますので、基本的にはその額でいけるということで考えていただければ。

○委員

はい。ちょっとまた同じ。その放課後児童クラブの関係なんですが。指導員業務を委託しているということで書いておられるんですが、17 クラブのうち 11 クラブ。これをどんどん、委託の方向でしていくことでの方向性を決めているわけですか。

○子育て支援課長

一応、方向性はここに載っているんですけども、実際、委託を受けてくれるところがあまり見つからなくて、需要と供給の関係になりますが、ちょっと今は、横ばい状態というか。今年から一つまた増えているんですけども。

○委員

そのクラブ自体というのは、受けていただく団体自体が、多分、しっかりしていかないと、市の方針としては委託の方向なんだけども、1 回受けたはいいんだけど、何や、結構大変でしんどいわ、とならないように、きちっとしていくというのが、大事なのかなと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○子育て支援課長

それは、やっぱり、NPOさんが言ってくれるのは、今まで、直営でやっていたところが、やっぱり自分らで NPO を立ちあげてやっていき出すところがあるので、それなりに経験されてはる方が自分でグループをつくって受けているところが多い。それなりに、思いは持っていてくれます。

○委員

そういう方々の、例えば、後継者ということはないんですけども、後に続いてどんどんやってくださる方はいらっしゃると思って大丈夫ですか。

○子育て支援課長

そうですね。ただ、これ以上、今、人がちょっと増えて来ない。どうしてもなかなか指導員さんには、時間的に普段放課後なので、特に主婦というか、お母さんである人にとっては一番忙しい時間帯として、そういう観点からなかなかないんですけど。

○委員

そこが多分、大事なのかな。やっぱり 1 回、委託に出したものをまた直営に戻すことはなかなか大変だと思うんです。この団体さんがしっかりと運営してきた児童をちゃんと受けさせていただけるようなことを支援していただくのが大事かなと思います。

○委員

1 番の質問をさせていただいたんですけども、募集が職安を通じて有資格者とそれから無資格

者と分けて、しかも時給がもちろんのこと、違ってくるんですけども、この募集の仕方が今までの色々な報告書を見て、こういうふうに出ていたのが初めてではないかなと思って、正規な募集の仕方をされているなと思って評価をしております。

6番も質問させていただいたんですが、この1,500円は1回ということですか。年間ということですか。時給ということですか。

○福祉保健部次長

今の質問は、少年センターの方ですか。

○委員

はい。そうです。

○少年センター職員

これは、1回の出務についてでございます。

○委員

半日分ですか。

○少年センター職員

時間については、出務いただく場所により異なりますが。概ね1時間半から2時間程度です。

○委員

昔、講師の時給が公募で確か、自給1,300円のときがあったと思うのですが、そのことを考えると、1時間半。2時間だったらいいのかもしれないけど、ちょっと高いかなという気がしました。

○少年センター職員

1回1,500円で、目的地と言いますか、所定の集合地へ来ていただいているんですが、そこに来てくださるための色々な交通事情による交通費の問題でありますとか、以前は確か1,900円という費用弁償をさせていただいていて、それを高いというような位置づけによって、1,500円という形に現在はさせていただいている。冒頭申しましたように、そこへ来ていただくこととか、あるいは、93名の一般の指導員の方、あるいは、学校の先生など。色々な事情を抱えてここへ来ていただいているので、できればもう少し高く、私たちはその費用弁償をしたいなというように思っています。ご指摘の、1,500円が高いというようにおっしゃられるのは、なかなか色々な事情を抱えておられるので、そこは何とも言えないのですが、できれば私どもの事務局としては、そのあたりを考えていただいて、もう少し、渡す金額を増やしたいなという思いは持っております。

○委員

立場的にはよくわかるんですけども、市の中の色々なそういう費用弁償費を払われる部署の安いところもあれば、高いところもあるし、やっぱり仕事内容ももちろんでしょうけれども、ある程度、やっぱり均等に払われるべきなんではないかな。交通費も考えずに仕事だけというか、ボランティア的なところもありますし、やっぱりこの仕事だけが高いということないように、できるだけ均等にされていくのがベストなのではないかなと思います。意見として。

○委員長

意見として。はい。わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○副委員長

放課後児童クラブについて、将来の見通しについてお尋ねしたいんですけども、以前彦根市は3年生までですよね。実施されているのは。これを将来的に6年生までという構想は持っておら

れるんですか。

○子育て支援課長

6年生までという構想だと放課後子どもプランと言って、文科省がやってるものがありまして、それと放課後児童クラブとはちょっと違うんですけども、1年間開放するちょっと計画があるんですけど、この辺も見据えて今後は検討していかなあかんなという状態で、今、即、するとは言えない。ただ、一応、原則、1年生から3年生までなんんですけども、定員割れしているところは、こういう事情とかありますので、4年生以上も入っていただいているところはあります。

○福祉保健部次長

もっとも課題になっているのは、現状でも先ほどから申し上げておりますように、ニーズに対応する指導員の数ですね。それからまた有資格者をできるだけ配置できるようなそういう人材をさらに確保しなければいけないということと、今、おっしゃっている6年生までということをすべての小学校区全体にしていこうと思いますと、スペースの部分と、それから今のそこに子どもたちを見て倍増はしませんけども、学年的に言うと、それだけのことを一挙に解決するような手法が、現状では持ち得ていないということもございます。そういう中で、今、課長も申し上げましたように、全児童対策としてのこのプランというのは、全国的に文科省が一応、出しておりまして。それは保護者の方の就労の状況にかかわらず、放課後、子どもたちの遊びとか、そういうものを確保していこうと。

そうなってきますと、非常にそこには議論すべき課題がいっぱいありますので、本質的なことを申し上げると、子どもたちを放課後、何時まで学校で、地域に帰って遊びたい子とか、いろんなそういうニーズもかみ合わせながらやっていかなければならないので、その辺は議論の余地がございますので、そういうことの協議は進めているところです。

○副委員長

はい。わかりました。今はもう7時までですね。最長。

○子育て支援課長

いえ、6時半です。

○副委員長

6時半ですか。これは、特にちょっと僕は、市民の方への、放課後児童クラブの指導員さんを募集しますよという啓発というか、情報の流し方が足りないような気がするんですけども、例えば、PTAを通じたり、そういうところを通じたりして指導員さんのいわゆる増員には努めておられるわけですよね。

○福祉保健部次長

PTAさんを通じてというのは。

○副委員長

広報はもちろん出しておられますよね。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

いや、地域には結構、時間のある方もお見えになりますしね、発掘をされれば僕はそんなに足りないことではないかなと思いました、ちょっとその辺の発信が少ないのではないかという気がしましたので。

○福祉保健部次長

はい。ご意見として承っておきます。

○委員

指導員というのは、教員の免許というのは、有資格、必要ということになっているんですか。

○子育て支援課長

一応、有資格は、教員免許あるいは保育士、厚生児童員の免許です。それではちょっと人が足らない場合もあり、相当程度の経験を持っておられる方は雇用させていただいております。

○委員

例えば、子どもフェスティバルなどで、ボランティアを公募されて、青少年の社会参加を促すことで、健全育成を図るということで、非常にその方向性は素晴らしいと思うのですけれども。ちょっと今さらなのですけども、こういう所管課の表をいただいているんですけども、実際にどのような連携をとられているのかなというところが見えませんで、そのあたり、教えていただきたいのですけども。例えば、子どもフェスティバルですと、担当部局がどこなんですか。

○福祉保健部次長

子ども未来室ですね。

○委員

それは事業所管課ですよね。担当部局は違うわけですよね。

○福祉保健部次長

部局としては福祉保健部で、その中の子ども未来室が担当事業の所管になっております。

○委員

すいません。一例として聞いていまして、例えば、公募ということに関して、一番、真っ当なやり方なのですけども、逆に公募されたときに、社会参加に対して意識の高い人たちは、割と公募に目をとめて応募されると思うのですけれども、逆にそうでない人たちの社会参加を促すというのに余り効果がないように思うのですね。質問のところにも書かせていただいたんですけども、もっと学校関係ですね。学校教育課の所管になるかと思うのですけども、そういうところと連携をとっていただいて、例えば、クラブ活動であるとか、あるいは学校行事の一環であるとか、そういったところともう少し密に連携はできないものかなと思いまして、ご質問させていただいているんですが、そのあたりはいかがですか。

○福祉保健部次長

一例ということでおっしゃったので、子どもフェスティバルのことで申し上げると、その経過もございまして、要は子どもたちが自分自身でお客さんにならないように、企画運営をしてもらう。これは、今、おっしゃっていたやる気のある子どもたちをチョイスしていくって、その子たちに、最終、その日の準備とかも含めて、達成感を味わってもらうということを体験していただくということのストーリーを書いて、計画させてもらっています。それと、今おっしゃっている社会参加に対して積極的な子でなくとも、拾い出していくというような連携を、福祉保健部の所管でありますけれども、教育委員会との連携ということでは、それはイベントの中でそういう子どもたちを連れ込むというか、そういうことについては少し、そこへ入って来てもらったときに、果たしてその子たちが企画力とか、みずからの積極性を、ある一つの目的を達成する日もスケジュールもある中で、達成度合いがどうかというところで、少し課題があるのではないかと思います。むしろ、出て来られない子どもたちへの釣り糸を垂らすと言いますか、そういうものに

については、もう少し、個々の違うニーズの部分での連携というのが、例えば、不登校とかひきこもりとか、そういった部分での連携の方がむしろ重要になってくるのではないかというふうに考えるんですけども。なかなか、事業を達成していくために、そういう出ににくい方を連れ込んでいくというのはまあまあわかるんですけども、そうしたときに、その子たちにも役割を与えて、しかも積極的にそこでやってもらうということについては、非常に課題があるのかなという。連携については、例えば、PTAさんですとか、あと子育ての関係の諸団体さんと、むしろ実行委員会形式でやっていますので、そういう意味での連携はしておりますけれども。

○委員

学校とはどうなんですか。PTAというと。

○福祉保健部次長

例えば、公募する段階でのお知らせを出したりとか、もう少し言えば、例えば、市内の高校に、そこへ参画していただけないかということの呼びかけは学校をまわったりとか、そういった形での公募の手段として、求めてはおります。それは。

○委員

チラシを配るという。

○福祉保健部次長

一つはそういうことです。

○委員

意見ということで、私は13番の質問をさせていただいているんですけども、全体として地域が子どもを育てるということで、社会参加のことが主張されている、全体として、事業として大切だということを言われていると思うと、私も、どうやってそれを呼びかけて積極的に参加してもらいうかということについて、気になったんですね。チラシであったり、広報誌ということの手段が一番、オープンだし、一番、一般的だと思う反面、やはり最近、余りにも情報が多いので、目にとめるということはなかなか難しいと思うんです。これは、生涯学習のところでの事業と絡んでくるかと思うんですが、やはりある程度人ととのつながりをもうちょっとそこに入った形での呼びかけができるかなと。そうしないと、多分、せっかくのイベント、企画がなかなか現実的なところを考えると、紙を見ても、そこに本当にどう入っていこうかというような感じがあるので、そこでやっぱり今、ちょっとおっしゃった、学校の何らかの参画ができるようなパイプを、もうちょっとできないかなと。それは、多分、どうしていいのかという現実的なところで、もうちょっと踏み込まないと、きっと言葉だけで終わってしまうので、もしかしたら最初は全体ではなくて、地区、地域的にとか、どこかの学校とか、一本釣りではないですが、ちょっとそいうつたことをあえてする必要があるのかもしれません、夏休みを使うとか、何かそういうことができたらいいなというようなことを思いました。

最近、これも地域の生涯学習のところの方が、こういうのに中学生とか高校生がボランティアで入ってくれたらきっといいのになということをおっしゃっていたので。でも、どうやつてしまいのか。学校にチラシを配ったけど、全然、反応なかったということだったので、何かそういうことができたらいいなと思いました。ちょっとした意見というか、感じたことです。

○委員

はい。ごめんなさい。今の、子どもたちが自分たちでこういう企画をしたいというところで、ここ幾つか例を挙げてくださっている。例えば、琵琶湖岸クリーンアップ作戦やっていると出て

るんですが。ごめんなさい。13の質問のところです。例えば、そういうときに、今度は町内の方で、クリーンアップ作戦だったら、例えば、環境系の課だと思うんですけども、そういう課と少し情報交流をされたりとか、そういう取り組みになっているものなんでしょうか。例えば、スポーツ大会だったら、例えば、教育委員会のスポーツ担当のところと少し、子ども青少年課との間で少し情報交換をするということはあるんでしょうか。

○子ども未来室長

現在のところ、単独で動いています。質問のお答にさせていただいたとおり、学校でとかそういうレベルでの連携いうところまではまだ至っておりません。

○子ども青少年課長

今、お答えしたのは子どもフェスティバルの関係なんですけれども、13番の質問の関係になりますと、各学区の青少年育成協議会というのは、そもそも小学校ですとか、中学校であるとか、地域の自治会であるとか、教育委員会など地域の色々なところ、地域の色々なところを巻き込んだ組織が、この学区の青少年育成協議会であります。先程おっしゃっていただいたような、もちろん、行政との連携というのは可能だと思います。ただその辺を、今、市民会議が学区の青少協を束ねていますので、各学区の青少協にそのあたりのニーズをお知らせしていく必要があります。

そこにも書いていますように、そういったことをもっとPRしていくことを機会として、FM彦根の利用ということなど考えているところです。そのうえで、連携のあり方というのは今後ももっと考えていかなければいけないと思っています。

○委員

連携というと、すごい大変なことのような気がするのですが、そんなに片意地張らなくても、ちょっとこんなことやるんだけど何かいい情報ないとか、そのくらいのことでも十分だと思いますけど、それがあるかないかの積み重ねというのが大きいかなと思いますので、ちょっとご質問させていただきました。

○委員長

はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見等も、あるいは質問等も出尽くした上でございますので、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいている評価点につきまして、変更等ございましたらよろしくお願ひいたします。

変更ございませんか。ないようでございますので、集計表のとおりと決定をさせていただきます。ありがとうございます。

[514 青少年の健全育成の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 14.3 効率性 12.5

[514 青少年の健全育成の評価の総括評価]

後日、事務局が案を作成。

[512 乳幼児の保育・教育の推進]

○委員長

それでは次に、施策コード 512、「乳幼児の保育・教育の推進」につきまして、評価を行ってまいります。それでは担当部署より簡潔に御説明をお願いいたします。

○福祉保健部次長

512「乳幼児の保育・教育の推進」についてです。引き続き、私の方からご説明させていただきます。

近年の保育技術が高まる中におきまして、平成 23 年度においても 30 人の待機児童があり、保育所についての新設、増設、そういったことで、受け入れ枠の拡大が必要となってございます。それとともに、時間延長ですとか、休日の保育。そういったような多様な保育サービスの充実が求められているところでございます。また子育てに悩みや不安を抱える保護者の方も増えている現状もございまして、保育園や幼稚園でもしっかりと子育てをサポートしていく体制を、幼保の一体化、これは国の方で提唱しているところでございますけれども、こうした制度の状況にも着目しながら、取り組んでいくというような情勢もございます。

また、こうした中において、幼稚園におきましては、3 歳児の受け入れニーズも増加しております。それへの対応も求められております。また、障害児保育の充実のために、こうした状況に対応ができる職員の資質向上、こういったものも課題になってございます。さらには、園舎の耐震化の推進なり、施設整備についても早期に進める必要があるところでございます。

こういった現状と課題を見ながら、総合計画の中において、平成 23 年度は、大きくは三つの柱に基づきまして、以下のようないくつかの事業に取り組んでまいりました。一つ目に、「多様な保育サービスの充実」ということで、時間延長でありますとか、休日保育。それから、一次預かりなど、こうした多様なサービスの実施をいたしました。また大きな二つ目といたしまして、「幼稚園教育および保育内容の充実」ということで、二つ目の一つ目としまして、「幼・保・小の連携の充実」というもの。これについては、合同の研修会ですとか、お互いの授業や保育の参観、それから連絡会の開催など、コミュニケーションを図ってまいりました。それから二つ目として、「幼稚園の 3 歳児保育の充実」ということで、3 歳児の待機の解消であるとか、保育内容の充実に努めました。それから三つ目に「障害のある子どもへの支援」ということで、相談・指導の充実、それから関係機関との連携、職員の資質向上並びに職員配置の整備を行いました。それから、四つ目としまして、「研修・研究の充実」ということで、保育研究会や、実技講習会を開催いたしまして、資質向上と専門性を高めてまいりました。それから大きな三つ目として、「幼稚園施設の整備・充実」ということで、幼稚園の耐震・補強工事の実施設計を 6 園、それから同じく幼稚園の暖房設備工事を 4 園実施いたしました。平成 23 年度については以上のような事業に取り組んでまいったところでございます。

現状としましては、先ほど申しましたように、目標値に対して、保育園の方の待機児童については、平成 23 年度の当初に 30 人、それから幼稚園の 3 歳児の待機児童については、目標は 0 ですけども、38 人ございます。それから、評価の観点ですけれども、有効性は「高い」、それから必要性も「高い」、妥当性については「やや高い」、効率性については「どちらとも言えない」というような評価をしております。

今後につきましては、市の方で、いわゆる次世代育成支援の行動計画というのを後期計画ですね。現在、計画の考え方でございまして、それに基づきまして、毎年、進捗管理をしながら、さまざまな重点目標を置きながら展開をして、安心して子育てのできる環境づくり、並びに子育て支援の充実に努めていくという方向で取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○委員長

はい。ありがとうございます。それではご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にお願いいたします。

○委員

これ、昨年ももしかして聞いたかもしれないんですけど、待機児童を 0 にするというその目標設定が、現実的な目標として、ここに書いてあるように、受け入れる保育室がないということから、改善が見込めないと書いてある中で、0 を目標にするということであれば、逆に言うと、0 にすることはもう、保育所を増やすなり、受け入れ数を増やす以外に方法はないわけですが、どんなソフトのことを充実させても、待機児童 0 には今の状況ではできないわけですよね。

○委員

事前質問で答えてくださって、新しい中から、85 名の定員が増加すると書いてある。

○子育て支援課長

おっしゃるとおり、一応、25 年度から 85 名定員の民間保育所の新設をさせていただいています。計算上は今年、0 になるかなと思いますが、実際、今の状況に立つと、核家族が増えていますし、夫婦とも就労される方が多いので、また待機児童ができるのではないかという想定はしております。

○委員

それはそれでいいんですけど。ということは、何となく、自治体として、ある一定の市民の数を含めて、あるいは大体、想定される人口の中で、それはやっぱり確保できる想定されている数字に合わせて、計画的に保育所を確保するという目標設定の方が本来、必要であって、そしたら待機児童を 0 にするという目標で進んでいったときに、仮に、要は、彦根市で言えば、子どもを育てられへんから、別の県に行こうといって、その待機児童に該当する親御さんなり、その家族が外へ抜けて行って、結果的に待機児童が 0 になってしまって、それが目標達成になるという形にもなりかねないわけですね。

ということは、一定、もう少し保育所を新設あるいは増設していくのに、今、もちろん必要だから建てるというのはそうなんですが、もう少し長いスパンというか、適正な自治体としてのサービスとして、どのあたりが必要で、それを超えたときにもちろん、どう対応するかという現実的な問題が出てくるにしろ、待機児童 0 という設定を絶えずしていく中で、それが適正に保育所ができて、安心して子どもたちが入れるような自治体になっていっているということが見えるのか、今言っているように、ただ単に、待機児童の対象となるような子どもたちが流出して、でも 0 になったしそれはよかったということになるのかなということを言うと、それは何か、ある程度彦根市の中で、今、待機児童がこんだけいるからこんだけ増やします、と言うんじゃなくて、もう少し広い視野に立って、大体、このぐらいの数字が我々の市役所としてできるサービスとして妥当ではないかというものを何か持ってるのかどうかということをちょっと聞きたかったんですけど。

○子育て支援課長

一応、子ども未来プランでは、26 年度末で 23 園を目標にしています。今、既に 23 園ですから、今度できると 24 園になります。当初は 23 園が、26 年度の目標だったんですけども、それ以上に人口が、規模が増えてきているんで、新たに造らせていただいているところです。ただ、おっ

しゃるように、待機児童 0 というのは、設定がいいのか悪いのかという問題については、0 にするからと言って、サービスを低くするわけではないので、求められていることに応えたいという思いがあって、待機児童 0 というのが一番、目標に、国とかそういう施策の中で、待機児童 0 のためにとかいうのが出てきていますので、その辺の目標ということで、そういう形で入れさせていただいている。

○福祉保健部次長

0 を目標に持つということが、ちょっと今、課長が申し上げたように、国全体でもそういうような方向性を一つ目指しているということ。ただ、自治体としては、確かに、いたちごっこなんですね。市内におけるニーズの極めて高いところと、そうではない、比較的定員に緩やかに対応しているという、地域によって違うということがございますし、今、おっしゃっておられた、じやあ、自治体としてどの数値が最終的に、0 じゃなくって、入所人員が何名が適当かというようなことを目標にするのが、実は、時代によって相当、動くということがあります。例えば、義務教育であると、その生まれた年代の子どもたちの数が 1,000 人とか 1,500 人とかという、ほぼ絶対数として決まってまして、それが例えば、目標値であるというようなことになるかと思います。園の場合は、保育要件というのがございまして、ここが非常に動きますので、なかなか絶対的な目標値は定めにくいというのが、これが実情でございますけれども、あるので、一番最初に申し上げた、国の方の目標設定と並行する形で置かざるを得ないというようなことになっております。園を増設・新設しますと、今度は、ニーズも呼び込んでしまって、そこにまた、0 に至らない、そのときの待機 30 を解消するために、80、60 いうような園を建てても、今度また、ふたを開けてみれば、それがニーズを呼び込むことになって、待機が 20 発生するとかという、いたちごっこみたいなところもございますので、ちょっと難しいんですけれども。実情を申し上げるとそういうことになります。

○委員

逆に、まだ聞かせていただくと、そうやって 23、本当は造ろうと思っていたら、もう既に 24 造っていた大いにということは、並行して彦根市としてすごくそこを手厚くやろうと努力していただいているということが、この例えば、0 というのに対して、38 残ってるとなると、こっちの評価する側としては要は不十分ではないか、もっと手厚くせなあかんのかなと思ってしまうので、かえってそのところが聞けたので、頑張っていただいているんだということがわかったのでよかったです。ありがとうございます。

○委員

今の件でちょっとお聞きするんですが、施設の利用の仕方があれば対応できたりもするのかなと思うんですけども、例えば、ふたば保育園さんは、老人施設の横に保育所持っておられますよね。あれは一つの事業所が、何か、そいつた一つの施設を保育所にしたりというようなことが。老人施設のところが、例えば、保育所をつくってくださいというようなこと。

○福祉保健部次長

今の、ふたば保育園の例に限って言いますと、例えば、お互いのニーズを吸収し合うような意図を持って建てているわけでは実はございませんで、高齢者施設とそれから子どもの施設というのが、世代間交流と言いますか、非常にうまくやっておられるんですけども、お年寄りの方が身近でそういう乳幼児さんを見たり、訪問に来てくれる。グラウンド、すぐそこですので、いたりするのが、お年寄りのための健康であるとか、喜びであるとか、そういう情操的な部分。

それと、乳幼児さんも、お年寄りと触れ合うことによって、情操教育になってるという意図が一番最も強いので、あそこは施設のニーズを吸収し合うというか、埋め合うということは、ちょっと本来、建てたときにも、意図はしていません。

○委員

事業者側としてはね。

○福祉保健部次長

おっしゃるように、相互利用と言いますか、ちょっと、施設整備基準というのがあって、その辺から、廃止した上で、それを変えるとか、ニーズがなくなってきたので、これどうしようかというような、そういうことで対応することは現状ではちょっと難しいですね。

○委員

じゃあ、臨機応変に増やしたり、同じ施設の中だから、今、言われたように先を見越して言っても、その時代、時代、社会の状況、人口によって、増えると思って建てても、それを維持するために結果的には少なかったから維持ができないということではそれも問題でしょうし、そういう建て物をもっと利用する、あるいは廃校みたいなところをうまく利用するということはできないのかなとちょっと。

○委員

新設保育園の設計図とか費用とか民間はどのようにしているのですか。

○子育て支援課長

民間だったら補助という形ですね。民間が建てて、そのうち、県か国の補助があります。

○委員

それは企画段階でまだ募集はかかるってない。委員 市が建てるんですか。それとも民間。

○子育て支援課長

今回、民間さんが建ててくれるの、そこに補助を出します。

○委員

民間の方がどこか手を挙げておられるというか。

○子育て支援課長

もう既に。今、平成25年度からしてくれるところは、既に希望者がありまして、手を挙げておられます。

○委員長

他にいかがでしょうか。ちょっと参考までにお聞きしたいんですが、待機児童のことですけども、これを解消させていくために、恐らくいろんな箱モノをつくっていかれると思うんですけども、基本的には市が建てられるのか、あるいは民間にもうお願いするのか、基本的な方向性としてはどのように考えておられるんでしょうか。情勢を見ますと、市で建てるというのはかなり厳しいと思うんですが。

○子育て支援課長

市で建てる補助が出ないです。

○委員長

というと、民間の方にお願いすると。

○子育て支援課長

民間の場合は国から補助が1/2出ますので、ちょっとこれは市では。民間さんのお力を借りた

いということです。

○委員長

じゃあ、基本的にはそういう方向で進めて行かれるということですね。

○委員

はい。ということで、つないでいくと、民間の方のニーズとしてはそういう保育園経営に入っていくみたいというのは高いものなんですか。

○子育て支援課長

これは儲からない事業だと思います。ボランティア精神の事業だと思いますので、本当に心のある方ですよね。平成23年度からの施設もありましたし、今回、25年からのものもありますので、それなりに民間さんは思っていてくださるのではないかとは想像しています。

○委員

では、そういう民間の保育園の経営に入っていきたいという民間の方が入ってきやすいような素地というのは彦根市でつくっていけるものなんですか。ちょっと変な言い方で申しわけないんですが。

○子育て支援課長

これは難しい。やっぱり、さっきもございましたように、需要と供給があるので、逆にバンバン建てたらどうなるか、民間サイドはこの辺、やっぱりよく知っておられて、ある程度、市場調査とかしていると思うんです。彦根の場合は、市外と比べたら待機児童が多い方なので、今のところは入ってきやすい。

○委員

入って来てくださっている。

○福祉保健部次長

先ほどおっしゃった、ニーズと言いますか、経営者側としては、比較的あるのではないかなど。過去よりも今の方があるのではないかなど。それと、今、その前におっしゃった、公でそれをやっていくのかということについても、結局はそういう方がいらっしゃるという中で、民間さんで、ここ何年かで、1園ずつ年々増えてきている状況でございます。その辺は、例えば土地利用の変更なんかもございましたので、旧の地場産業的な大きな会社の方が住宅開発地に変わってますので、そういったところを見て、民間さんもそういうニーズを見つけて、ここへ出てきてらっしゃるという方もあり、方向性としてはそういう形でございます。

○委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、意見も出尽くしたようでございますので、評価の方に移らせていただきます。では、事前にいただいております評価につきまして、変更等ありましたらよろしくお願ひします。

#### [512 乳幼児の保育・教育の推進の評価]

事前評価からの変更があり、効率性が11.2から13.7に変更

有効性 18.1 必要性 18.1 妥当性 13.1 効率性 13.7

#### [512 乳幼児の保育・教育の推進の総括評価]

後日、事務局が案を作成。

(休憩)

[364 地域安全対策の推進]

○委員長

それでは再開させていただきます。コード番号 364、「地域安全対策の推進」につきまして、関係部署より簡潔にご説明お願ひいたします。

○企画振興部次長

それでは、364、「地域安全対策の推進」につきまして、概要の説明をさせていただきます。市民が住みやすく快適な生活を送れるためには、犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会であることが基本でございますが、全国的に殺人・強盗など凶悪犯罪をはじめ、窃盗やひったくり、子どもを狙ったわいせつ事件のほか、振り込め詐欺やカード犯罪などの住民が身近に不安を感じる犯罪の発生が後を絶たないのが現状でございます。本市における最近の犯罪統計を見ましても、特に平成21年度以降は、犯罪発生件数が増加に転じております。人口1万人当たりの刑法犯認知件数でございます犯罪率につきましても県内では高い状況にございます。

こうしたことから、犯罪が発生しにくい地域社会の実現に向けて、自主防犯活動の充実を図るとともに環境整備や青少年の健全育成などに、地域・行政・事業者が一体となって、取り組む必要があろうかと思います。地域安全対策の推進のための主な事業といたしまして、その概要を申し上げますと、「地域自主防犯活動支援事業」におきましては、おおむね、小学校区の地域に組織された、自主防犯活動団体が、地域において、自らのまちの安全をみずからが守るために、自主的・主体的に活動をする経費、これは団体の立ち上げの初年度のものでございますが、経費の一部補助をいたしまして、事業に対する支援をすることにより、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しているところでございます。現在、17 小学校区のうちで、4 力所が未設置でございまして、今年度から、1 団体に設置奨励に努めているところでございます。

それから、「防犯灯設置補助事業」でございますが、この事業におきましては、安心して暮らせるまちづくりを推進するために、自治体等が設置いたします防犯灯の設置費用の一部を補助することによりまして、地域の自主的な防犯活動の推進に努めているところでございます。昨年度はこの事業によりまして、112 基の防犯灯設置に協力させていただいたところでございます。

また、道あかり事業でございますが、この事業は、駅と集落、集落と集落を結ぶ生活道路や、小中学校の通学路で、市街化の促進がおくれていると判断されるそういう生活道路で、夜間の通行量も多く、特に暗い市道等に市が防犯灯を設置することなどによりまして、夜間において、市民が安全に歩け、安心して暮らせる環境づくりの推進に努めているところでございます。昨年度は、この事業によりまして、13 基の防犯灯を設置させていただいたところでございます。

それから、「子ども見守り活動推進事業」におきましては、スクールガードをはじめ、地域ボランティアによる子どもへの声掛け、見守り活動、あるいは広報車による下校時の該当パトロール、情報配信システムによります不審者情報の発信などをしております、各学校、関係機関、地域の関係団体との連携をとりながら、かけがえのない子どもたちの命を、不審者から守る取り組みを推進している事業でございます。ざっとでございましたが、事業の概要をご説明申し上げました。

○委員長

はい。ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にお願いします。どうぞ。

○委員

昨年、質問があったかもしれません、スクールガードの登録者は全くのボランティアでしたっけ。

○学校教育課職員

すべてボランティアでやっております。

○委員

防犯灯についてなんですが、私は4番を質問として出させていただいたんですが、この防犯灯。これは自治会等から要請があって、そこに設置されているということですけど、非常に防犯灯に関しては道あかり事業等々、そこに重点を置かれていると思うんですが、やはり全体として要望があつてするということはもちろんなんですが、全体として全体像の把握。これ、2番のところに回答されているのと共通している。そこが私もすごく気になって、要望があるところはしても、でも実はそこに要望がなかったらそこが置き去りにされているということはないのか。あるいは、ある程度の将来的な見通しの中で、防犯灯というのが一番わかりやすく、それがあることがいいというのは誰もが思うんですが、でも、それが本当に効果があるかどうかという評価というのは、また別の次元で、もしかしたら、今言った、要望がすごく盛んにされるところがすごくされているとかがないかどうかとか、ほかの方法で、費用の面があるかもしれないんですが、何か全体として見たときの方針というのが有効なのかどうなのか。すいません。ちょっとうまく表現できていないかもしれません。そのあたりについてのお考えをちょっと聞かせていただきたいです。

○まちづくり推進室長

一応、防犯灯につきましては、二つ区分、すみ分けがありまして、自治会の集落の中に設置される場合とか、自治会を囲む周囲の道路等につけていただく場合には、その自治会で設置していただいて、その設置していただく際の費用の一部を防犯灯設置補助という形で補助させていただいているのが一つと、そしてそれ以外に、駅と集落とか、集落と集落で、暗い道。どっちの自治会がするんやというようなところとか、暗い空間のスペースのようなところで、どうしても夜間暗くて防犯灯が必要な場合は市の方で、道あかり事業でまず設置しているというのが現状にあります。そういう中で、要望のあった箇所だけ、なかった箇所で、暗いところもあって、そういうところが置き去りにされているということを質問されたのですけども、当然、自治会の中での暗いところはしっかりと中で把握しておられて、そしてこれ以外の、道あかり事業の対象となるところで、そしたら市が全部把握しているのかということになりますと、ちょっと難しいと言いますが、広い範囲ございますし、そして暗くても人通りが少なければ必要ではない箇所もありますので、一概に暗いから防犯灯が必要だということも一概には言えない部分がありまして、道あかり事業でする分についても地域の方とか、PTAの方が、小中学校の通学路であって、夜、子どもらが帰ってくるのに暗いと。そういうのは自治会ではなくて、自分たちの学校の通学エリア。広い範囲で見られた場合に、この道が暗いということであれば、そういう自治会とか、PTA、学校等から要望がありまして、そういう要望について、市役所の中の道路河川課とか、学校教育課とか、そういう交通対策課と検討部会というのを組織しまして、こういう要望が出ているということで、現場も確認しながら、地図と現状を説明しながら、土俵に挙げさせてもらって、そのところに道あかり事業で防犯灯が設置するのが必要か否かということも含めて、協議してい

ただいて、ここは必要だということについて、来年度になりますけども、予算化して事業化ということにしているんですけども。全体像として必要だというか、暗いとか言うところは把握まではしてなくて、あくまでも受け身という形にはなるんですけども。しかしながら、まだ市の方としても何か、要望がなくても、いろんなところでパトロールとかする中で、警察の方のご意見等も伺ったりする中で、ここは必要かなということについては、また道あかり事業で検討していくという方法もとっていきたいと思いますので。ちょっと現状としてはそういう形になっておりますので、よろしくお願ひします。

○委員

地域安全活動の促進のところで、市内 17 小学校区中 13 で、自主防犯活動団体が結成されているということですが、補助限度額が 1 団体に 40 万というふうになつてますけれども、これは、13 団体がすべてこの補助限度額を要求されているのでしょうか。また、その内容については、監査はされてるんでしょうか。活動報告とかはあるんでしょうか。

○まちづくり推進室長

地域自主防犯活動の支援事業ということで、17 の小学校区を単位としまして、一応、その小学校区での組織された団体が活動される場合の防犯ジャンパーとか、帽子とか腕章とか、そして組織の名前が書いた何か、交通安全防犯協議会とかいう看板を小学校の前に立てかけられたりとか。そういうような費用に対して補助をさせてもらつていて、平成 16 年度から実際、もう補助がありまして、事業経費の 10 分の 8 で、最高額 40 万ということで、この補助金については、県の補助が半分と市の補助が半分ということで、20、20 です。最近は交付金化ということで、多少、県の持ち出し分が 0.1、減っているんですけども。

そういう形で一番、当初、16 年度に補助させてもらったのは、城東の方で、アルプラの前に防犯カメラを設置されまして、その当時、1 年度だけは 80 万という金額の補助になつてましたんですけども、それ以降はもう県の方の補助も 20 という形で、それ以降の 17 年度以降の平成 22 年度、23 年度は団体が出てきませんでしたので、過去、年度 2 団体とか、多い年では 4 団体という、立ち上げのときの補助をさせてもらつていて、同時に 13 とかが組織されたわけではなくて、地域、地域の実情もありますので、現在のところまだ組織されてないのが 4 団体ありますし、あの 12 の団体については 40 万という補助をさせてもらつています。事業をするにあたって、当然、ジャンパー等の見積もりを、すべて数かける見積とかの、いろんな看板等についても見積もりをいただきますし、最後の事業完了といいますか、活動の風景は当然、まず活動してもらわないとならないので、活動の風景と、看板とかマンションとか、ジャンパーとか着ておられるような、活動の風景の写真を撮つてもらいながら、当然最後は、領収書も添付してもらったうえで、実績額に応じて、その額よりも多いというのが満額の支払いの条件になるんですけども、そういう形で全部、監査というか、審査はしております。

○委員

今、お話の中で、じゃあ、13 団体のうち、12 団体はこの補助限度額を使用されて、1 団体はまだ使われてない。

○まちづくり推進室長

17 団体のうちに 13 団体がすべてこの補助を受けられてまして、13 のうちの 1 団体だけが、金額的に当初、80 万ですけども、あの 12 団体は 40 万です。残りの 4 団体について、小学校区でまだ組織されてないところもあるんですけども地域の実情もありますけども、防犯もやっておら

れますし、そういう形で連合の自治会長さんとか、連合の防犯の主婦の支部長さんには、声かけをさせてもらって、結成というか、組織していただきたいということは毎年、申し上げてることでございます。

○委員

同じことなんんですけど、8番の質問を私、させてもらって、そして今、おっしゃって下さったようなことも詳しくお答いいただいているんですけども、結成時のみ補助されるということですか。

○まちづくり推進室長

そうですね。

○委員

じゃあ、その後の活動の補助はもうしておられないという。

○まちづくり推進室長

そうですね。やはり、今後、続けていくにはやっぱりお金も必要ですので、当初のときに、もう2年目からはないのかというような質問をいただいたこともありますけども、一応、立ち上げというか、一番最初のときにいろんな備品の整備ということで、こういう形で補助をさせてもらっているという現状でございます。

○委員

せっかく始められたんで、補助がないから小さくなつたりしたりということがあったらちょっと残念だなと思うので、ほぼ13団体まで立ち上げられているので、その後の補助を少しずつでも必要があったらされたらどうなのかなというふうには思つたりしてしまいます。

○まちづくり推進室長

今まで、補助させていただいた中で、今も活発に金城学区さんとかは例年、毎年、青パトに乗つて、直に自家用車に青い回転灯をつけて平田もそうですけども、いろんなところで、今まで以上にいろんな形でパトロールしていただいているところもありますので、経費という部分で必要とされているのか、ちょっと。最近はそういうお声も聞いていないので、またそういうことになりましたら検討させていただきたいと思います。

○副委員長

それに関連してですけど、私たち市民が、これは実際、どういうふうに使われているとかいう確認は、例えばどうするのかな。私は稲枝の西小学校区に住んでいるわけです。そうすると40万という金が西小学校区の地域に落ちているわけですよね。その中で、例えば、自治会ごとに、例えば、2万ずつ出しましようとか、いや、今年は順番に回っているから、こここここの町が20万、20万とか、その実際に、市からこれを補助が落ちている金を確かめるにはどうしたらいいですか。そちらのところで、稲枝西学区では、今年はどこどこの町がこんだけ使われたということはわかりますか。私が1市民として確認するときに。

○まちづくり推進室長

西学区の方は平成の22年度に立ちあげるときに補助をさせていただいて、そのときの備品の整備で、ちょっと内容までは手元にないですけど、例えば、ジャンパーとか腕章とか、啓発看板等の経費として、この補助対象が決まっていますので、そのものに使うという形で、当然、最後の領収書も確認させてもらっていますので、今年度のときにもう40万はその備品すべて使われているということですので、ほか、また毎年の関係で予算としてもっと当初よりは抑えられた、補助はないということで。そのかわり、2年目、3年目を維持していく中では、この稲枝西学区の

中にある自治会さんからの協力金みたいなもので運営されている場合もあるかもわかりませんけども、例えば、1万ずつ自治会さんとこの協議会の方に補助をしてほしいというか、そういう形で運営されてることも今後、23年度以降はあるのかなと思いますけども、22年度の40万については、すべて備品の整備に使われて、それでもう完了しています。

○副委員長

わかりました。せっかく、こういういい事業をされているのに、1市民として、要するに、ほんまに潤うてるんかな。うちの地区もね。確かに金城さんみたいに、あんだけ派手にやって、もうほんとあそこは路上駐車はなくなりました。お盆とか、日曜日とかは仕方ないにしても。普段はもうほんまになくなりました。ああいう活動されていてそれに使われているのは多分、わかっていると思うんです。金城学区の方はね。ところが私たち1市民として当然そういうふうに使われている、いいことに使われているんですけども、ちょっと確認のしようがなかったものですね。

○まちづくり推進室長

2年目以降については、補助金というのは出でてはいません。

○委員

その地域自主防犯活動防止事業ばかりの話になるんですが、目標の17は小学校区単位だと。で、現在値が13で、じゃあどうですかということで、事前質問の中で、残っているところは、それらがほかのそういう活動で十分満たされているのではないかみたいなことを答えておられるんです。7番で。ということは、目標を17にしてももう増えようがないということ。

○まちづくり推進室長

活動としては、みんな、活動をされていて、聞いたところによると、立ち上げがまだのところに声掛けをさせてもらったときに、もうそれぞれ地域でやっているしなという声も聞いたこともあるので、そういうことで、結成ができないのかなということで、挙げさせてもらったんですけども。しかし、この結局同じ活動でも構いませんので、それが単独の自治会だけで行っておられるのではなくって、その小学校区の連合体の中で、老人会ですとか、青少年育成協議会とか、各単位自治会とか、そしてPTA、婦人会、子ども会、いろんな団体が一緒になった組織として、防犯、交通安全とか、このような地域の安全を守る組織を立ち上げていただいて、活動はそれぞれの自治会にやっていただいても構わないので、そのかわり、何か、1年に数回、やはりそれぞれの小学校区で一斉に防犯のパトロールをやりましょう、啓発をやりましょうというような活動をしていただいたら、全然、問題ないので、この地域で満たされてるから組織17というのは、できんかということではなくて、今もう満足されてるような地域でも、私たちがこういうような説明をする中で、組織として立ち上げていただいて、また今まで活動されていても、今後は組織化という、一緒になって、今度は広いエリアでの活動も含めてやっていただくことを目標にしていただければ、一つずつ結成していただけるのかなと。

今、城南学区についてもまだですけども、ことしの9月ぐらいに各自治会長さんに寄っていた中で、話もしていくという、立ち上げに向けて、連合の自治会さんは前向きに頑張りますと言うてくれましたので、ちょっとずつでも増やしていきたいなと思っております。

○委員

はい。ということは、今のまちづくりを推進室の立場としては、いろいろあるような団体の中に入ってコーディネートして、組織化を進めていきますというのが目標ということですね。

○委員長

それに関連してですけども、今、お話を聞いていますと、まだ設置されてないところはかなりプラス志向でやっておられるところだと私、思ふんですけども。逆に後ろ向きにやるところはないんでしょうか。4カ所に。前向きのところで。

○まちづくり推進室長

すべてが前向きではないところも。温度差はあると思うんですけども。

○委員長

それは問題だと思うんですが、そういう問題があるところはないのかなと。

○まちづくり推進室長

自治会というか、連合の小学校区にあっても、やはり、そういう地域によって結びつきというか、連合としての結束というのが、弱いところもあるのかなと思うんですけども。小学校区でできてないところについてのすべてが、割と小学校区のどの辺でも連合の自治会の組織されてる高宮の方でも組織されて、高宮学区の連合というと、集まり、まとまりとかが、あるとは思うんですけども。新興住宅とかなってくると、どうしても連合に入る、入らないというところまで各自治会でありますので、そういう地域になると、あと残っているところも、そういうところもあるのかなと思ったりもしているんですけども。

○委員長

そういうところに力点を置いて今後やられていかないと、前向きのところはいいです。このままでも。その後ろ向きのところはやっぱり行政の方で後押しをされていかないと、なかなかこういうことはされていかないんじゃないかと思いますので、そのあたりのところをちょっとお聞きしたかったんですけども。じゃあ、あることはあるんですね。そういうところが。

○まちづくり推進室長

そうですね。四つの中では、すぐするというか、可能性として高いところと低いところはあると考えていますけども、今、委員長ご指摘のとおり、後ろ向きのところがあるとすれば、さらにそういうところに働きかけはしていきたいと思います。

○委員

評価のところで、今の皆さんのお見を聞いていて非常に悩んでいるんですけども、9番に質問させていただいて、残りの4学区が本当に他の地区みたいに子どもの防犯という部分を考えた場合に、同等にやっぱりしていかなければならないものだと思って評価させてもらったんですけども。市民サイド、自治会サイドでは、もう十分だと思っていたら、一応、ないですし、場所的にもう十分活動を個々にやれていて、それがトータル的に見ていたら統一の活動はしてなくても、トータル的に見ていたら防犯はできていますよという住民意識のサイドで見たら、もう13でいいのかしらと思ってみたり、地域的に例えば、自治会で回覧版で何々学区は不審者がいましたよというような案内が来るんですけども、この残りの4学区にはそういう不審者とか、危険な状況がないのかなという思いもするんですが、そこら辺はつかまれているんですか。

○まちづくり推進室長

不審者情報についても、まちづくりを推進室の方から流させていただいているとして、メール等で流させていただいているんですけども、ここに残っている学区に不審者がいるのかどうかと、そこまでは把握はしていないんですけども、広い城南とともに、都会の城南学区の方もありますので、その辺も城南の方ですので、今までには不審者も出ていることもあるとは思いますし。やはり自分たちの自治会というエリアで、こういう満たされているということはまず最前提に必要なこ

とかもわからないんですけども、この当初の地域自主防犯活動のこの補助金についても、おおむね、単位自治会ではなくって、県の方の要望もそうなんんですけども、おおむね小学校区としているのが、やはり、学校の通学とかの、子どもたちの安全も関係してきますので、自分たちの自治会エリアだけじゃなくって、広く自分の自治会を超えた、その辺のところについても、見守っていただきたいという、そういう活動で、またああいういろんな街角に立っていただく場合にも、小学校区での交差点とかでの協力とかになると、やはり一つ、広いエリアでまとまっていた方が、効果的な活動もできるのかなと思っています。

○委員長

繰り返してなんですが、4 力所。これまでに、いわゆる、防犯関係でいろんな事件が起きたところってないんでしょうか。この支援団体が設置されていないところで、そういうふうな問題のあるようなそういう事案とか事件というのは起きたことはないんでしょうか。

○まちづくり推進室長

事件とかが起きたとか、不審者が出てることはあります。鳥居本の方についてもそういう事案も、不審者情報で流したことあると思いますし、実際、鳥居本の中山道を走っていますも、不審者出ますという看板がありますので、私は直接、把握はしなくとも、地域の人は、そのところには不審者がいるということは知っておられて看板も設置されていますので。そして、また、組織化されているところでも、常時活動されてるわけではありませんので、それがどこの小学校区についても不審者は出ているとは思うんです。

○委員

委員長がおっしゃったこと似てくるんですけど、最初に彦根は犯罪率が高いって次長さんがおっしゃられましたですよね。それで、警察の範囲に入ってくることかとは思いますし、まちづくり推進室とかがされる範囲とまたすみ分けがあるかもしれないんですけど、今、おっしゃった手薄になっているところと、犯罪率というものの相関関係があるのか、どうなのかなというのが、ちょっとやっぱり気になってしましました。それで、まちづくり推進室さんとか、こちらの方でやっていらっしゃる事業をそこへ生かせるのであれば、犯罪率を地道に防いでいくことと、つないでいくことが大きいのであれば、やっぱり、手薄になっているところとか、力が薄いところにはやっぱり市としてもあげる方がいいのかなという。

○まちづくり推進室

実際に犯罪率が増えているんですけども、やはり、組織されているところで、いろんな登下校のときの見守り活動をしていただいている地域においては、そのことをやっていただいているおかげで、その時間帯、周辺での声掛けとか、そういうのは多少というか、抑止はされているとは思いますし、犯罪の件数が多いのも、彦根に今、多いのは、自転車盗難がすごい多くて、300 何件とかいうことも聞いていまして、今まで量販店とか、そういうVIVAとか、駅とかの駐輪場で多かったのが、学校の駐輪場とか、そういうところでの自転車盗難がすごく多いので、ちょっと犯罪率とかにもその数字が加算されているので、凶悪というか、そういう部分での犯罪についてはどういうような状況になっているかまでは確認はしてないんですけども、そういう自転車盗難数が多い中で、8 割が無施錠ということも聞いてまいりますので、警察の方も、私も含めて、啓発とかもチラシとか、ティッシュ配り等もやっていますし、今、現状としていずれにしても多いので、その犯罪の方に数字としても入っているのかなという。

○企画振興部長

すいません。今、委員さん皆さんからご指摘いただいているようなことがまさに、ゼロじゃないということと、それから今後、そういうことが起こる可能性があるということから、こういった事業を通じて、地域の皆さんたちに、自主的にそういう活動をやっていただきたい、促していただきたいという意味で、こういう補助事業があるということで、むしろ今まで、17 のうちの 13 はある程度、積極的にやりたいと思っている方たちもおられるし、こういった補助もあるので、やろうと思ってやられて今、組織されたということになると思うんですけど。今、残っている 4 団体の方たちっていうのは、どの程度の意識があるのかというのはありますけども、そういったところでの方々にこういう補助事業を活用して何とか地域で一体となって活動するための備品なり、一体感を出すようなものとか、そういった活動に必要なものは揃えられるような補助は用意しますので、何とか立ち上げていただいて、自主的に自分たちの地域を守っていただけるようのご努力いただきたいなという趣旨でやっている事業なので、ここは今後もこの地域の皆さんに、その意識をもう少し高めていただけるような何らかの啓発というのが必要じゃないかなと考えています。

○委員

そのちょっとだから、かみ合ってなかったのは、何となく、僕たちの感覚で言うと、その 17 学区ある中で、つまり 4 つ、しっかり組織化できていないと。ということは、そこは色々情報がちゃんと行き渡っていなかったり、そこで活動ができていないから、その 4 つに早く組織化してもらわなあかんのちゃうかっていう意識で聞いていたんですけど、その説明の中で言うと、単純に 17 のうち、13 の団体がでて、補助金を受けた。受けてないのが 4 つあるというようなニュアンスでの数字なのかなと思うんですけど、そういうふうな形ですか。

○まちづくり推進室長

そうです。

○委員

ということは、逆にちょっと僕が懸念するのは、かえって、その 13 も、一旦、どこかの段階で補助金を受けたから、もうそれでちゃんとできているかどうかということよりも、それをきっちりとさっき言ったように、フォローアップできているかどうかという部分をきちんとしながら、トータルとしてすべての 17 学区できちっとそういう自主団体がでて、それがしかも継続的に活動できているというところまでを支援しないと、このいわゆる目標が達成できないかなというところで言うと、今、何となく、とにかく補助金がありますと。それで使ってくださいといって、一生懸命 17 団体に使ってもらったら達成というものではないと思うので、そのあたりで言うと、その 4 つの今の支援団体ができていないというところが、できることによって、不都合がどれだけあって、だから早く組織化してもらわないといけないのか、でも先ほどから聞いていると、我々こちらから何か情報を流すときには、受けとってくれる団体がもう既にあって、ただ単に、補助金を使ってないだけであれば、何となく、それならばそのままでもいいのかなという気もするということで言うと、17 小学校区に対してそれにきちんと必要な情報が回り、それぞれが必要な活動ができているかということをどう支援するかということの方が重要なのかなと思うので、これは恐らく、国と県の領域になるということで、そのあたりを本当は行政としては見ていく必要があるのかなと、聞いていて思ったので、ただ単に、補助金を、毎年、同じ 40 万ずつ、あげておいて、あと残り 4 団体が執行すれば、それで達成なのかということではないということは認識していただいて、進めていただいた方がいいのかなという気はします。意見としてです。

## ○企画振興部長

今の、委員の話聞かせていただきましたけど、確かに、自主防犯組織ができてから、どういう活動をしていくかというのがもちろん大切なんんですけど、防犯意識が高まってきた中で、ここの事業自体は6年、7年ぐらいの実績です。まず、立ち上げるところをまずやっていただきたいというところが、行政と言いますか、市としての立場になるわけで、その後でももちろん、継続もしていただきたいんですけども、その継続がうまくいかないようであれば、行政としても考えなきゃいけないところがあると思うんですが、まず、立ち上げるところが第一というところが、この事業の趣旨でやらせていただいているということで、今、まだ立ち上げられていないところが。

## ○委員

それはだけど、立ち上がってなくとも同様の活動をされておられる団体が組織化されていれば問題がないというふうにはやはり思うわけですよね。逆にこちらから必要な情報を提供したときに、受け取ってくれる窓口がきちっとしていれば、特にこの補助金を使ったか使っていないという実績が、大きな達成目標として示される必要はないのかなという気がするので、どちらかというと、行政としてはちゃんとその組織があるのか。なければ、やっぱり作ってくださいよ、この補助がありますよと言って、勧めるのはいいんですけども、そのあたり、逆に組織側があるのかないのかという方が重要なんかなという、その補助金を使ったか使ってないかではなくて、17団体が補助金を使い切りましたという結果よりも、17学区にそういう組織があるかどうかということですね。自主活動をする。そのことをちゃんと把握されているかどうかということの方が大事で、僕がそれを心配しているのは、逆に、残りの4団体で、全く、そういう色々な防犯情報をこちらから流して受け取ってもらうものがないとするならば、それはすごく由々しきことなので、早くそこに自主防犯団体をつくるように、行政が投げかけをするべきだろし、割とそれはしてくれているところもあるというような回答だったので、それならそことこんなこともありますよと言いながらも、連携が取れていれば、必ずしもそこに自主防犯活動の補助金を使ったという実績がなくても、行政としては把握ができていてきちんと情報をやりとりする団体がありますという判断でいいのかなという気がしました。

## ○委員

意見ですけども、17団体すべて、防犯活動団体にするという行政サイドの考え方であるならば、やっぱりその先のことも考えた上で、次のステップの事業を立ち上げられて、そのためにその団体長が皆さん集まって、情報交流や市からの情報やらが入って、またさらによい活動ができるようにというようなことをしていけば、残りの4団体もスムーズに入っていくのではないかと思いました。

## ○委員

防犯灯にもう一度、戻るんですけども。LEDへの移行に対しての補助を出すという回答があったんですけども、ちょっと疑問に思っていたのは、新設というのは毎年毎年、5年間あると。でも防犯灯なので、できる限り速やかに敷設していくと。ただ、自治会の要請ということがあって、自治会の方は予算枠があるので、自治会本体の予算があるので、本当は一気にやりたくてもできないよという事情があるのかもしれませんので、そういう年次で新設が進んでいくんだと思うんですが、逆にこのLEDの移行というのが、どれほどの効果ですよね。今、環境ですか、節電ですかの雰囲気があるので、雰囲気だけで流れてきてているような気が非常にしますので、優先順位としてはやはり新設の方を優先的にまずは押さえて、まずは安全な環境をつくられ

てから、LEDへの移行。それが別々に動き出しているような形が見えますので、できれば把握はなかなか難しいとは思うんですけども、少なくとも道あかりは市で管轄されておられるので、逆に道あかりだけでも、実際にこんだけはもう設置したいんだという。将来のプランですよね。その中で、要望が強いところからやっていくというのはわかるんですけども、やはり全体として、今、302基ですか。それを何基ぐらいまでは最低限必要だと。人口の密集のマップと連動しているんですよね。GISシステムですか。どういったものかちょっと存じ上げないんですけども。もう少し受け身的なところを全体の計画ベースのところに移していただいて、その上でLEDへの移行とか、そういったところを施策として対応していただければと思います。意見なんですか。

○大橋委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、委員会としての評価を行いたいと思います。事前にいただいている評価点につきまして、変更等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

#### [364 地域安全対策の推進の評価]

事前評価からの変更があり、妥当性が12.5から11.2に変更

有効性 16.8 必要性 17.5 妥当性 11.2 効率性 11.2

#### [364 地域安全対策の推進の総括評価]

後日、事務局が案を作成。

#### [513 小学校・中学校教育の充実]

○委員長

はい。それでは、施策コード513、「小学校・中学校教育の充実」につきまして、担当部署より簡潔に御説明をお願いいたします。

○教育部次長

それでは失礼いたします。施策コード513、「小学校・中学校教育の充実」につきまして、説明をさせていただきます。

価値観の多様化や大人社会のモラル低下など、子どもを取り巻く環境は必ずしも良好とは言えず、子どもたち一人一人に確かな学力、豊かな人間性、健康・体力からなる生きる力を育む学校教育を推進することが重要でありまして、学校、家庭、地域が一層連携を深め、関係機関の協力を得て、健全育成に取り組むことが求められています。障害のある児童・生徒に対する指導や支援をはじめ、ニーズに応じたきめ細かな対応が重要でございます。きめ細かな支援・指導の必要性から、学校不適応児童・生徒とその保護者へのカウンセリングの充実と、適応指導教室の施設や指導員の充実が求められています。人権問題の解決と人権尊重意識が根づいた社会の実現を目指して、教職員の研修、家庭や地域との連携により、人権尊重の実践的態度を育成する教育活動の充実をはかる必要があります。

この施策では、基礎の着実な定着を図り、子どもたちが確かな学力や豊かな心を身につけること。障害のある生徒が持てる力を發揮し、将来に向け、自立や社会参加ができる力を育むこと。相談活動や、指導体制を充実させることにより、不登校やいじめ等の悩み解決に努め、児童・生徒が充実した学校生活を過ごすことを目指すこと。生涯にわたって、健康な生活を送れるよう、

児童・生徒が運動に親しみ、健康管理や正しい食習慣を理解し、健康の保持・推進のための資質や能力を身につけること。また、人権尊重の精神を日常生活において具現できる児童・生徒の人間形成につなげること。学校・施設、教育機器等を整備することにより、よりよい教育環境になること、などを目指して、必要な事業を展開いたしております。

以上でございます。

○委員長

はい。ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

○委員

自分自身が質問したのではなかったんですけども、彦根市の学力レベルが全国平均とほぼ同等あるいは同じという評価をされているんですが、もともとは、滋賀県の全国の学力、あれで見ると、全国平均より低かったですよね。彦根市だけはその平均と同じぐらいということは、滋賀県の中で彦根市が優秀だったということ。そういう評価をして大丈夫ですか。根拠というか、同じという。よくわからないんですが。

○学校教育課職員

実は、結果については、非公開ということで、調査の目的がありまして、その目的に支障があるというようなことがありまして、点数自体については、非公開、非公表ということになります。それと、全国学力学習状況調査については、平成21年度までは全員、6年生と3年生なんですけども、全員受けるということで、いわゆる悉皆調査があったわけですが、今、約3割ということで、受けている児童・生徒も抽出方式になっていることもあります。

それと、昨年度は実は、震災の影響で実施が見送されました。それで、当初は4月に実施予定だったんですけども、昨年の話ですけども、9月に入って、希望利用ということで、問題については、各市町教委に希望をとって、実施したいところが受けて、自分のところで採点しなさいというような方式でした。

ですから、この指標に挙げていますように、数字との比較については、現実にはできないということでした。そこで、各小中学校の方で、民間のつくっております標準学力テストというもので、全国平均まで出しているようなものもあるんですけども、それを実施しているところの資料を指導主事の方で調査をして評価をしたということです。それによりますと、ほぼ、全国平均という判断をしたということです。

○委員

資料の4枚目に、「ひこね教育推進事業」というような事業が載ってるんですけども、コード514にも同じものが入ってるんですが、これは関連する事業が、福祉保健部子ども青少年課というところに張り付いてなければならないですよね。どうでしょうか。一番、コード514の青少年健全育成の推進の方のプリントのつづりにも、この「ひこね教育推進事業」が同じものが挟んであるんですが、4番の関連する事業のところでもこの名前があがらないのですか。

○事務局

施策、個別の事業では、必ずしも入らないということではないと思います。

○委員

それぞれに、これ、費用はどうなっているんですか。どっちの歳出。ダブってはいないですね。

○事務局

はい。一応、所管の事業については、学校教育課でさせていただいているものもありますし、福祉のものもあります。

○委員

確か今までだと、同じものが行った場合は、確か、その関連する事業の方に書いてあったような気がするんですが。どこですか。言っていることがわかるでしょうか。

○委員

二つあるということですか。

○委員

そうそう。同じものが挟んであるので、これ両方ともに事業費が要るわけじゃないでしょうか、これどう理解したらいいのかなと思って。普通だったら関連する事業のところに、これ、入れられるんだろう。福祉保健部とか青少年課とか、入れられるんじゃないかと思うんですが。

○副委員長

要はどちらの課がこれをやっておられるかがわかつたらいいわけですか。

○事務局

こちらは、関連していくので両方一応、施策評価調査上にぶら下がる事業に入れているという形。私どもの理解ですと、関連する事業というのは、事業間の関連ですので、施策でダブったとしても、必ずしも、入れなくても間違いではないかなと。施策の中に入れるものですので。

○副委員長

ほかにもたくさん、こういうことはありますか。

○事務局

たくさんないです。ちょっと今、はっきりとは言えませんが。

○委員

施策の中にぶら下がっているということで、関係があるんちゃうかと。

○委員

では、関連する事業に入れなくて、こういうパターンがあるという、何か印をわかりやすく、これに取りつけていただかないと、混乱してしまいますので、よろしくお願ひします。

○委員

体力テストの結果がかなり低位だというふうに回答いただいているんですけども、それに対してはどのような対策というか、どうお考えになっているのかということをお答ください。

○保健体育課職員

大変、深刻な問題なんですけども、各場所、各学校関係者が集まる場所では、こういう結果なんですよということは常にお話しさせていただいているところです。基本的には県の体育振興計画に準じてという部分と、市独自でという部分と両方で推進しています。

特に、県の方では、6点。県教委が取り組む体育補助施策が6点挙げられてまして、それについて本市でも準じてやっていくと。例えば、DVDですね。学習指導教材のDVDを3年間使って、各学校に配布しています。もう既に活用して授業でとか、あるいは研究会で活用されてる学校も多くございますし、これは子どもたちへの指導の仕方ということで、授業に生かせる活用DVDです。あるいは、文科省から、こういうような「まるわかりハンドブック」というようなものが送られて来ておりましたけれども、各学校に配布しているところです。学習の場の設定であるとか、そういうこともわかりやすく書いてあるものです。また、新体力テストも、今までです

と、5、6年生だけということでしたが、さらに全学年で実施し、子どもたちに足りない部分はどうなんだろうと、はっきりさせていく方向で県の方も取り組んでいますので、それに対して、市の方でも随時、集計は抽出法だけですけども、していくというようなことをしています。

市の独自の取り組みとしては、もちろん、小体連、中体連の活動を助成していくというのもそうですし、中学校でしたら、運動・部活動への補助ですとか、あるいは、部活動の指導者がなかなかいないというような現状もありますので、市のエキスパート事業ということで、外部の地域での運動に長けた方の指導者を招聘していくというような活動もしていますし、また、小学校においては、水泳記録会、それから陸上記録会等の開催、あるいはそれに関わる練習にも各学校あげて取り組んでいただいているところです。

あるいは、教員の指導ということで、毎年、体育実技の講習会を小学校、中学校ともにさせていただいている。今年度も、いよいよ剣道実習ということで、剣道の滋賀大の先生に来ていただきて、剣道の実技の講師もしていただいている。すぐに結果は出て来ないと思うんですが、目の前の子どもたちの体力の向上というのをもちろん願っているわけですが、5年後、10年後、少しずつでも形としてあらわれていく。生涯、志向してくれるということを願って、続いて取り組んでいるところです。

○委員長

かなり低位ということは、何か、原因がはっきりしている部分であるんですかね。

○保健体育課職員

そうですね。

○委員長

「かなり」ですから、「若干」だったらわかるんですけど、「かなり低位」なので。これ、根本的に何か。

○委員

これ、今回だけじゃなくて、色々な事業がそうなんですけど、これまでやってこられたことで、出た結果だと仮にしたときに、何が不足したから、じゃあこれをボリューム増やしてみようかとか、こっちに充てんしてみようかという、皆さん、その改善に向かってのプロセスみたいのが、どうしてもずっと一連のこれまでにやって来られたことと、またこれからやるもの、事業としてずっと内部の予算のこととか、色々難しいことをやってこられていることに、問題意識とか、問題の発見能力というか、皆さん、問題意識持っておられるのに、それが何か、事業に反映したり、先ほどおっしゃっていただいたことも、2年前も3年前も、恐らく、別に変わらないと思うんです。それを今、こうなったから、それをやり始めましたということであれば、何となくわかるんですが、それは恐らく、5年前もさほど変わってないことをやった中で、でも低位だったときに、じゃあ次、どうするかというような、事業の展開というか、取り組み方というのは、ちょっと見え難いことが。これは、別に今回だけのことじゃなくて、ずっとなので、今だけ、ここで発言するのは大変、失礼なんですけど、ただ、何でなのかなとか、そこは何で変わっていくのかな。それに基づいてこういうことを始めましたとかということが、見えなければ、5年後、この低位が伸びるのかという、あるいは伸びそうとしておられるのかということが、ちょっと見え難いと思うので、やっぱり具体的にその問題意識の中で、新たにこういうことを始めてみますとか、あるいはこういうことをちょっと追加してみましたみたいな話が聞けるのかな、あるいはそういう話はないのかなということがすごく疑問というか、聞かせていただきたい内容の大変なところな

のかと思っていますけど。

○保健体育課職員

子どもたちの体力低下はもう、多分拍車がかかってですね、顕著にそういうようになっていくので、今は歯どめをかけようとしていることしかできていないのが現実だと思うんですね。ただ、今、彦根市の場合、小学校の方が、実は記録が余りよくないんです。全国的にも。例えば、小学校5年生の子だけ取り上げてみると、これは平成22年の結果なんんですけど。県で見ると、滋賀県はもう男子は47都道府県中、39位まで落ち込んでますし、女子に至っては47都道府県中、44位まで。その中でも彦根市は県よりも若干レベルが下がっていると。ところが、中学校になったら、全体的に下回る領域が多いんですが、中学校になると、男子になると15位までパンと上がるんです。女子でも26位まで上がってくるんです。小学校でその状態やったのが中学校である程度回復と言いますか、下回りながらも、下回り方が弱くなっていくということの、そのあたり、原因をやっぱり見ていく。何で中学校になったら急に伸びていけるんだろう。どこかで何か、小学校の間では出て来なかつたものがそこへ出てきている可能性もありますし、中学校のいわゆる先生方の部活動だけじゃなくて、体育学習に対する頑張りが実ってるのかなという部分もありますし、そのあたりは、今後、明らかにしていく部分かなとも思います。

○副委員長

わかりました。いや、あの、私たちが求めているのは、じゃあそしたら、例えばの話です。例えばです。これは。例えは、それはじやあ朝と昼休みに彦根市内の小学校で、一遍、ラジオ体操に取り組んでみようかと。1年間なら1年間。2年間なら2年間と。それだけでも体力の向上が望めるかもわからないですよ。それはお金をかけなくて太多分、できるはずなんですよ。そちらの方にはそちらで、学校には学校のあれがあるから、校長に任せてあるとか、いろいろ言い分はありますかと思いますけどね、少なくとも、何もしないよりは、何かをやっぱりやりましょうという前向きの姿勢が、私たちはやっぱり見たいわけです。

これで例えば、来年、これで今年何もしないと、来年もやっぱり去年と同じように、去年より落ちたなと。じゃあどうするんだと。いろんな原因が多分、あるでしょう。そら。例えは、10何年前から変な平等観が出て、小学校で速い者と遅い者を区別しないようにしようとか、昔は遅い者から順番に走って、最後に速い者が下の1チームと組んでとかあったわけです。だから差が出て、速い者は速いというのが、僕の持論で言うと、きっと教育してもらうのが学校教育の現場であったはずなんです。そんな変な、平等観で変わってしまった。それも恐らく一因かもわかりません。色々な要因が、もちろん、食べ物もあるでしょうし、歩かなくなったりとか。色々な要因があるでしょうけども、それではこういう結果が出たから、彦根市の教育委員会では、じゃあこれを一遍、しかけてやってみようかと。全部でも無理なら、例えは、金城小学校と若葉小学校と、どこどこ小学校で一遍、彦根でつかんでおられるどこどこの小学校が一番、多分、劣っているときは、多分、つかんでおられると思いますけどね、そういうやっぱりアクション的なものが、私たちは欲張りですけども、望んでいるわけですので、ぜひともその辺のところを前向きに検討いただきたいと思います。お願いをしておきます。

○副委員長

ちょっと給食センターのことについてお尋ねしますけども、これは、センター方式にされるということで、稲枝の中学校のいわゆる自校でやっておられるのを全部やめて、今、自校でやっておられるところはすべてセンター方式にされるということですか。私たちが聞いていますのは、何

か、給食をあそこに先につくりたいというのをちょっと聞いているんですけども、その辺のところは、将来的には全部、センター方式でという方針ですか。

○保健体育課職員

今、7中学校ございまして、そのうち、稲枝中学校だけが給食を学校の校舎の中に給食室をつくるって、自校方式と言いますけれども、それで給食をしております。あの6校はお弁当とスクールランチを併用しています。今、考えておりますのは、稲枝中学校を含む7中学校すべてを給食センターでやるということ。これについては、逆に、稲枝中学校だけを自校方式でやるということについては、施設の二重投資ということも考えられますし、そういった部分で、市民への説明が必要であるという部分もございまして、あと、給食センターでの食数をふやすということで、スケールメリットが出てくるという部分も出てまいりますので、彦根市については、今現在は7中学校で対応していきたいと考えています。

○委員

給食センターのことなんですが、これと1市4町とをつなげて計画されてますが、いまのところ給食センターに関しては、豊郷だけが一緒になってくるというふうに見込んでらっしゃるということですね。

○保健体育課職員

今、現在は、豊郷町さんと具体的な話を進めております。

○委員

その定住自立圏の全部と一緒にということまではまだ計画はされてない。

○保健体育課職員

ご質問を事前にいただきました、14番の質問のところに、他町の状況を書かせていただいているんですが、愛荘町さんにつきましては、もう既に給食センターをつくられております。多賀町さんについては、この4月からデリバリー方式のスクールランチ方式というような形で始められましたので、愛荘町さんと多賀町さんはちょっともう難しいかなという形です。豊郷町さんについては、具体的に、今、1市1町間で話を詰めているところです。甲良町さんにつきましては、いかがですかというお声がけはしておりますが、今、ちょっと甲良町さんは独自で検討されるという状況です。

○委員

14番をさせていただいたのは私だったんですけど、それと、センターの方と、それと次の地産地消の方とをつなげて、ちょっと考えていたんで、これは、だから、個々の施策と、それからどっちかと言うと、産業部の方の施策とかかわってくることなのかもしれないんですけど、全体として、定住自立圏のあたり全体を見越して、かつ地場農産物を使用していかれたら、この25%より上げていけるんではないかなと思ったので、かつ、産業の発展という意味でも、どんどん地のものをせっかくなので使われたらいいのかなと思ったというのもありました。だから、せっかく定住自立圏とつなげておられるんだったら、一気に上げていかれたらいいかなと思ったという。言うのは簡単で、されるのは大変かと思いますが、勝手な意見として思いましたということです。

○保健体育課職員

定住自立圏の中で、地産地消部会というのがございまして、その中で、1市4町で地場産の野菜等についての学校給食への供給体制の確立というようなこと。彦根市独自での取り組みプラス、1市4町間での融通のあり方とか、そういった部分も協議をしております。また、給食センター

をつくりますと、新しい需要もそれだけ生まれてくるという形になりますので、そういういた部分も含めて、今後、学校給食ということにできるだけ地場産が供給できるような体制づくりにかかると思います。

○委員長

はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ございませんか。はい。じゃあないようでございますので、委員会としての評価を行いたいと思います。事前にいただいております評価につきまして、変更等ございましたら、よろしくお願ひいたします。変更ございませんか。ないようでございますので、集計表のとおりと決定をさせていただきます。ありがとうございました。

[513 小学校・中学校教育の充実の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 19.3 必要性 17.5 妥当性 14.3 効率性 13.7

[513 小学校・中学校教育の充実の総括評価]

後日、事務局が案を作成。

[その他]

○委員長

以上で、本日、予定されております施策評価につきましては、これで終わらせていただくことになります。最初に申し上げましたが、総括評価につきましては、また事務局の方で取りまとめていただきまして、次回の委員会で確認をしていただきます。それでは、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

では、事務局の方がちょっとご挨拶いたします。

本日の会議はこれで終わらせていただきます。委員の皆さんには、長時間にわたりまして、熱心に御審議賜りまして、大変、ありがとうございます。なお、次回の第4回の委員会は、先日、開催通知を送らせていただいておりますとおり、9月24日（月）午後1時30分から、市役所の隣にあります湖東合同庁舎市役所会議室で開催します。皆様、お気をつけてお帰りください。

会議録の確定

委員長署名	大橋松行
-------	------

平成 24 年度 第 3 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(五十音順)

氏名	備考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
西川 実佐子 (にしかわ みさこ)	NPO 法人ひとまち政策研究所 理事長
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 准教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師